

監査結果公表第 19－20 号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 20 年 3 月 6 日

八 尾 市 監 査 委 員	富 永 峰 男
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一
八尾市監査委員職務執行者	北 山 諒 一

記

1 措置の通知

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知

平成 20 年 1 月 22 日付け八土土管第 168 号

財団法人 八尾市緑化協会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八土土管第 168号
平成20年 1月22日

八尾市監査委員	富 永 峰 男 様
八尾市監査委員	浜 田 澄 子 様
八尾市監査委員	内 藤 耕 一 様
八尾市監査委員職務執行者	北 山 諒 一 様

八尾市長 田 中 誠 太

監査の結果に対する措置の通知について

平成19年7月30日付け監査報告第19-9号の、財政援助団体等監査の結果に基づく措置について別紙のとおり財団法人八尾市緑化協会より通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

財政援助団体等の結果に対する措置の内容

財団法人 八尾市緑化協会

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
1 文書事務について 伺書において、文書公開の取扱区分や非公開理由等の欄がないものや未記入のもの、起案番号や決裁日等を修正液で訂正されているものが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 7 月 27 日） 今後の事務処理においては、複数の職員によるチェックを行う等、適正な処理を実施します。
2 委託業務について 委託業務の業務実施及び契約締結に関する伺書において、見積書徴取日が決裁日以後の日付となっているので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 7 月 27 日） 今後の事務処理においては、複数の職員によるチェックを行う等、適正な処理を実施します。
3 みどり課からの受託業務について (1) 公園緑地定期管理業務等の業務受託において、精算報告書を市に提出しているが、受託業務全体の総額報告となっているため、個別業務の実績が把握できないので、個別業務実績（実施日、場所、金額等）についても併せて報告を行うなど、精算時の事務処理方法について検討されたい。	措置状況 2. 措置予定 平成 19 年度からは、公園緑地定期管理業務等、市みどり課において直接執行する体制となったところではありますが、19 年度についても引き続き契約を行った受託業務については、ご指摘のあった内容に適切に処理します。
(2) 緑化推進業務受託等において、仕様書からは具体的に何を行うのか判断できないものや、具体的な仕様の定めのないものが見受けられたので、契約の段階でより具体的に業務内容を取り決めるなど適正な事務処理に努められたい。	措置状況 2. 措置予定 みどり課とも十分、調整を図り平成 20 年度契約分から具体的に仕様書の業務内容を記載し、業務委託契約を行うように見直します。